

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

目次

○ 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）（抄）（第二条関係）	6
○ 地方自治法施行令（昭和三十二年政令第十六号）（抄）（第三条関係）	9
○ 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）（抄）（第四条関係）	12
○ 公職選挙法施行令（昭和三十五年政令第八十九号）（抄）（第五条関係）	15
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（抄）（第五条関係）	20
○ 国有財産特別措置法施行令（昭和三十七年政令第二百六十四号）（抄）（第六条関係）	25
○ 地方公営企業法施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（抄）（第七条関係）	26
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百二十九号）（抄）（第八条関係）	28
○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和三十八年政令第六十二号）（抄）（第八条関係）	29
○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）（第八条関係）	30
○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）（抄）（第八条関係）	31
○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十七号）（抄）（第八条関係）	32
○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百三十七号）（抄）（第九条関係）	33
○ 社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第八十五号）（抄）（第十条関係）	34
○ 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第三百三号）（抄）（第十一条関係）	35
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）（第十二条関係）	38
○ 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和三十九年政令第三百八十二号）（抄）（第十三条関係）	39

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第十三条関係）	40
○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）（第十三条関係）	41
○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）（第十三条関係）	42
○ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）（抄）（第十三条関係）	43
○ 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）（抄）（第十四条関係）	44
○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（第十四条関係）	45
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第十五条関係）	46
○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第十五条関係）	47
○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（昭和十七年政令第二百八十二号）（抄）（第十五条関係）	49
○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）（第十六条関係）	50
○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）（第十七条関係）	51
○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（第十八条関係）	52
○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）（抄）（第十九条関係）	53
○ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）（抄）（第二十条関係）	55

○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）新旧対照表
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自立支援医療の種類）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（以下「法」という。）<u>第五条第十九項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 二 三 （略）</p> <p>（支給決定を取り消す場合）</p> <p>第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等（法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が法第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p> <p>（特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス）</p> <p>第二十一条の二 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>（特定障害者特別給付費の支給）</p> <p>第二十一条の三 特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者（法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において</p>	<p>（自立支援医療の種類）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（以下「法」という。）<u>第五条第十八項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 二 三 （略）</p> <p>（支給決定を取り消す場合）</p> <p>第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等（法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が法第二十条第一項の規定又は第二十四条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p> <p>（特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス）</p> <p>第二十一条の二 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、法第五条第十一項に規定する施設入所支援とする。</p> <p>（特定障害者特別給付費の支給）</p> <p>第二十一条の三 特定障害者特別給付費は、指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者（法第三十四条第一項に規定する</p>

同じ。)を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)

二 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活住居(法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。次項において同じ。)における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(同項において「共同生活住居費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額若しくは食費等の負担限度額を算定する方法又は共同生活住居費の基準費用額を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供若しくは居住に要する費用又は共同生活住居における居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

3 (略)

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)

第二十一条の四 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、

特定障害者をいう。第三項において同じ。)の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

3 (略)

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)

第二十一条の四 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

項 第二十九条第五		法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	指定障害福祉サービス（第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする特定障害者（同項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。）	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者

次の表のとおりとする。

項 第二十九条第五		法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）又は指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者

(略)	第二十九条第七項	指定障害福祉サービス事業者等	等を	当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）	特定入所等費用（第三十四条第一項に規定する特定入所等費用をいう。）
			(略)	(略)	(略)

(法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十二條 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ）又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十条（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

2 一～八 (略)

(略)	第二十九条第七項	指定障害福祉サービス事業者等	等を	当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）	特定入所費用（第三十条第一項に規定する特定入所費用をいう。）
			(略)	(略)	(略)

(法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十条（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

2 一～八 (略)

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)
第四十四条 (略)

2 (略)

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。） 当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

二・三 (略)

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)
第四十四条 (略)

2 (略)

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。） 当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

二・三 (略)

改 正 案	現 行
<p>第二十六条 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第十項に規定する重度障害者等包括支援（以下この項において「居宅介護等」という。）の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p> <p>② 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービス（以下この項において「児童デイサービス」という。）の措置は、当該障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適用することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切な児童デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。</p> <p>③ 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第九項に規定する短期入所（以下この項において「短期入所」という。）の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。</p> <p>第二十七条の二 法第二十四条の二第三項に規定する当該施設給付決</p>	<p>第二十六条 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この項において「居宅介護等」という。）の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p> <p>② 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する児童デイサービス（以下この項において「児童デイサービス」という。）の措置は、当該障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適用することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切な児童デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。</p> <p>③ 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所（以下この項において「短期入所」という。）の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。</p> <p>第二十七条の二 法第二十四条の二第三項に規定する当該施設給付決</p>

定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十七条の四第三項及び第四項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（三）（略）

四 市町村民税世帯非課税者（施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者（施設給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十七条の十一第一項において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該施設給付決定保護者をいう。同項において同じ。）又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当

定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十七条の四第三項及び第四項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（三）（略）

四 市町村民税世帯非課税者（施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者（施設給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十七条の十一第一項において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該施設給付決定保護者をいう。同項において同じ。）又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当

② 該施設給付決定保護者 零
(略)

② 該施設給付決定保護者 零
(略)

改正案	現行
<p>（随意契約）</p> <p>第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五條第十</u><u>三項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、<u>同條第二十二項</u>に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、<u>同條第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同條第七項</u>に規定する生活介護、<u>同條第十五項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同條第十六項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）<u>第二條</u>に規定する障害者の地域における作業活動の場として<u>同法第十五條第三項</u>の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十一條第一項</u>に規定するシルバー人材センター連合若しくは<u>同條第二項</u>に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続によ</p>	<p>（随意契約）</p> <p>第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五條第十</u><u>二項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、<u>同條第二十一項</u>に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、<u>同條第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同條第六項</u>に規定する生活介護、<u>同條第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同條第十五項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）<u>第二條</u>に規定する障害者の地域における作業活動の場として<u>同法第十五條第三項</u>の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十一條第一項</u>に規定するシルバー人材センター連合若しくは<u>同條第二項</u>に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続によ</p>

り役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

（障害者の自立支援に関する事務）

第七百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節及び第三節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに指定都市が設置する同法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市

り役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

（障害者の自立支援に関する事務）

第七百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節及び第三節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに指定都市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市

に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・4 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節及び第三節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同法第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第五条第十三項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 (略)

に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・4 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節及び第三節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同法第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 (略)

○身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）新旧対照表
（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（身体障害者手帳交付台帳）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同法第十三項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しく</p>	<p>（身体障害者手帳交付台帳）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同法第十二項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しく</p>

は第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5〓7 (略)

(居宅介護等に関する措置の基準)

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護又は同条第十項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

(生活介護等に関する措置の基準)

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

は第五項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5〓7 (略)

(居宅介護等に関する措置の基準)

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

(生活介護等に関する措置の基準)

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(短期入所に関する措置の基準)

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五條第九項に規定する短期入所(以下この条において「短期入所」という。)の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができ、る施設を選定して行うものとする。

(共同生活介護等に関する措置の基準)

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五條第十一項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活介護等」という。)の措置は、当該身体障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

(短期入所に関する措置の基準)

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五條第八項に規定する短期入所(以下この条において「短期入所」という。)の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができ、る施設を選定して行うものとする。

(共同生活介護等に関する措置の基準)

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五條第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活介護等」という。)の措置は、当該身体障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）新旧対照表
（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設及び同条第二十三項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章にお</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章にお</p>

いて同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

257 (略)

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第五十条第 一項	選挙人名簿
もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法）	在外選挙人名簿
昭和三十八年法律第三百三	

いて同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

257 (略)

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第五十条第 一項	選挙人名簿
もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法）	在外選挙人名簿
昭和三十八年法律第三百三	

十三号) 第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。) 、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号) 第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。)、国立保養所(厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号) 第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四条に規定する身体障害者を

十三号) 第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。) 、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号) 第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。)、国立保養所(厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号) 第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四条に規定する身体障害者を

いう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに關し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）

、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十三項に規定する障害者支援施設及び同條第二十三項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）

、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八條第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）

、労災リハビリテ

いう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに關し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）

、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設及び同條第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）

、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八條第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）

、労災リハビリテ

2 ・ 3 (略)	(略)	
	もつて	<p>ーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p>
	もつて、かつ、在外選挙人証を提示して	

2 ・ 3 (略)	(略)	
	もつて	<p>ーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p>
	もつて、かつ、在外選挙人証を提示して	

○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百二十五号） 新旧対照表
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設及び同条第二十三項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節にお</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの）のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節にお</p>

いて同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2／6（略）

（在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第百三条 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第六十四条	投票人名簿
第一項	もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別
	在外投票人名簿

いて同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2／6（略）

（在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第百三条 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第六十四条	投票人名簿
第一項	もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別
	在外投票人名簿

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）

、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。））、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）

、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。））、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの

のリハビリテーションに
関し、治療、訓練及び支
援を行うこと並びに戦傷
病者の保養を行うことを
つかさどるものとして総
務省令で定めるものをい
う。以下この節において
同じ。）、身体障害者支
援施設（障害者自立支援
法（平成十七年法律第百
二十三号）第五条第十三
項に規定する障害者支援
施設及び同条第二十三項
に規定する福祉ホームの
うち、専ら身体障害者を
入所させる施設をいう。
以下この節において同じ
。）、保護施設（生活保
護法（昭和二十五年法律
第百四十四号）第三十八
条第一項に規定する救護
施設及び更生施設をいう
。以下この節において同
じ。）、労災リハビリテ
ーション作業所（独立行
政法人労働者健康福祉機
構法（平成十四年法律第

のリハビリテーションに
関し、治療、訓練及び支
援を行うこと並びに戦傷
病者の保養を行うことを
つかさどるものとして総
務省令で定めるものをい
う。以下この節において
同じ。）、身体障害者支
援施設（障害者自立支援
法（平成十七年法律第百
二十三号）第五条第十二
項に規定する障害者支援
施設及び同条第二十二項
に規定する福祉ホームの
うち、専ら身体障害者を
入所させる施設をいう。
以下この節において同じ
。）、保護施設（生活保
護法（昭和二十五年法律
第百四十四号）第三十八
条第一項に規定する救護
施設及び更生施設をいう
。以下この節において同
じ。）、労災リハビリテ
ーション作業所（独立行
政法人労働者健康福祉機
構法（平成十四年法律第

2 ・ 3 (略)	(略)		
		<p>百七十一号) 第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。)、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p> <p>もって</p>	<p>もって、かつ、在外投票人証又は在外選挙人証を提示して</p>

2 ・ 3 (略)	(略)		
		<p>百七十一号) 第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。)、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p> <p>もって</p>	<p>もって、かつ、在外投票人証又は在外選挙人証を提示して</p>

○国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）新旧対照表
 （第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p> <p>4～8 （略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p> <p>4～8 （略）</p>

改正案	現行
<p>（随意契約）</p> <p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支 援施設」という。）、<u>同条第二十二項</u>に規定する地域活動支援セ ンター（以下この号において「地域活動支援センター」という。 ）、<u>同条第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第七項</u>に 規定する生活介護、<u>同条第十五項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同 条第十六項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この 号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若し くは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号 ）<u>第二条</u>に規定する障害者の地域における作業活動の場として同 法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施 設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品 を管理規程で定める手続により買入入れる契約、障害者支援施設 、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小 規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十 六年法律第六十八号）<u>第四十一条第一項</u>に規定するシルバー人材 センター連合若しくは<u>同条第二項</u>に規定するシルバー人材センタ ーから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は</p>	<p>（随意契約）</p> <p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支 援施設」という。）、<u>同条第二十一項</u>に規定する地域活動支援セ ンター（以下この号において「地域活動支援センター」という。 ）、<u>同条第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第六項</u>に 規定する生活介護、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同 条第十五項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この 号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若し くは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号 ）<u>第二条</u>に規定する障害者の地域における作業活動の場として同 法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施 設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品 を管理規程で定める手続により買入入れる契約、障害者支援施設 、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小 規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十 六年法律第六十八号）<u>第四十一条第一項</u>に規定するシルバー人材 センター連合若しくは<u>同条第二項</u>に規定するシルバー人材センタ ーから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は</p>

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第
六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される
者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養
しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役
務の提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受
ける契約をするとき。

2
4
（略）

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第
六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される
者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養
しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役
務の提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受
ける契約をするとき。

2
4
（略）

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）新旧対照表
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）新旧対照表
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護給付）</p> <p>第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行ふ。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（介護給付）</p> <p>第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行ふ。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）新旧対照表
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）新旧対照表
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）新旧対照表
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて法務省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行ふ。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法）</p> <p>第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて法務省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行ふ。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

○国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）新旧対照表
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（延滞金を免除することができる範囲）</p> <p>第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二</u> <u>十項</u>に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（延滞金を免除することができる範囲）</p> <p>第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>九項</u>に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号） 新旧対照表
 （第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十二項</u>に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条<u>第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第七項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十四項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十五項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十六項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十一項</u>に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条<u>第一項</u>に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第六項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十五項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>

改正案	現行
<p>（居宅介護等に関する措置の基準）</p> <p>第二条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第十項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p> <p>（生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護、同条第九項に規定する短期入所、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。</p> <p>（共同生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共</p>	<p>（居宅介護等に関する措置の基準）</p> <p>第二条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p> <p>（生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第六項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。</p> <p>（共同生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同</p>

同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

○消防法施行令（昭和二十六年政令第三十七号）新旧対照表
 （第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第一		改正案	別表第一	現行
(六)	(五) (一) ㄱ	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第九項若しくは第十一項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p> <p>ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを</p>	(六)	(五) (一) ㄱ
	(略)		(略)	
(六)	(五) (一) ㄱ	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p> <p>ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを</p>	(六)	(五) (一) ㄱ
	(略)		(略)	

(二十)(七) ↳	<p>除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第七項から第九項まで、第十一項若しくは第十四項から第十七項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校 (略)</p>
(二十)(七) ↳	<p>除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校 (略)</p>

○豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）新旧対照表

（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五</u>条第十<u>三</u>項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五</u>条第十<u>二</u>項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>八・九 （略）</p>

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）新旧対照表
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五</u>条第十<u>三</u>項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>四〇六 （略）</p>	<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五</u>条第十<u>二</u>項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>四〇六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十三項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）</u>を行う施設</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）</u>を行う施設</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）新旧対照表
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第七項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十四項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十五項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十六項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>	<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第六項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十五項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>

○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）新旧対照表
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校等に類する建築物） 第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福 祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項 に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は 同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行 う施設</p>	<p>（学校等に類する建築物） 第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる 建築物とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福 祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は 同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行 う施設</p>

○活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）新旧対照表
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設） 第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。 一～六 （略） 七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十三項に規定する障害者支援施設</p>	<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設） 第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。 一～六 （略） 七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設</p>

改正案	現行
<p>（沖縄振興特定事業） 第三十八条の二 法第百五条の二第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業の用に供する施設にあつては、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）又は同条第十三項に規定する障害者支援施設の整備</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（沖縄振興特定事業） 第三十八条の二 法第百五条の二第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業の用に供する施設にあつては、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）又は同条第十二項に規定する障害者支援施設の整備</p> <p>八～十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十三項に規定する障害者支援施設、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十三項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五～二十三 （略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五～二十三 （略）</p>

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）新旧対照表
 （第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十三項に規定する障害者支援施設、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十三項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム</p>

十五
〽
二十四
(略)

十五
〽
二十四
(略)

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）新旧対照表
 （第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十三項に規定する障害者支援施設、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十三項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五～二十四（略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五～二十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）</p> <p>第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者自立支援法第五条第一項（定義）に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、重度訪問介護、<u>同行援護</u>、行動援護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助に係るものに限る。）その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの</p>	<p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）</p> <p>第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者自立支援法第五条第一項（定義）に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助に係るものに限る。）その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの</p>

改正案	現行
<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第九項の短期入所、同条第十項の重度障害者等包括支援、同条第十一項の共同生活介護、同条第十四項の自立訓練、同条第十五項の就労移行支援、同条第十六項の就労継続支援又は同条第十七項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人</p> <p>四の二 （略）</p> <p>四の三 障害者自立支援法第五条第十八項の相談支援事業を行う施設、同条第二十二項の地域活動支援センター及び同条第二十三項の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>五 七 （略）</p>	<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第六項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人</p> <p>四の二 （略）</p> <p>四の三 障害者自立支援法第五条第十七項の相談支援事業を行う施設、同条第二十一項の地域活動支援センター及び同条第二十二項の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>五 七 （略）</p>

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）新旧対照表
 （第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十八項に規定する相談支援事業の用に供する施設、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十三項に規定する福祉ホーム</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十七項に規定する相談支援事業の用に供する施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十二項に規定する福祉ホーム</p> <p>七・八 （略）</p>

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第二百一十一号) 新旧対照表
(第十九条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助)</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)の区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。)内にある老人福祉法(昭和三十八年法律第三百十三号)第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター(以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設(以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。)、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十九条第二項又は第八十三</p>	<p>(都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助)</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)の区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。)内にある老人福祉法(昭和三十八年法律第三百十三号)第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター(以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設(以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。)、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十九条第二項又は第八十三</p>

条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項に規定する短期入所、同条第十一項に規定する共同生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援、同条第十六項に規定する就労継続支援又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

2
(略)

一・二 (略)

条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

2
(略)

一・二 (略)

二十二年「と、」者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同令第二十一条の規定にかかわらず、当該額とする。

2～4 (略)

附則

(障害者自立支援法施行令の特例に関する経過措置)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第四項の規定は、障害者自立支援法第五条第二十項に規定する補装具の購入又は修理のあった月が平成二十三年七月以後の場合における障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。

二十二年「と、」者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同令第二十一条の規定にかかわらず、当該額とする。

2～4 略

附則

(障害者自立支援法施行令の特例に関する経過措置)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第四項の規定は、障害者自立支援法第五条第十九項に規定する補装具の購入又は修理のあった月が平成二十三年七月以後の場合における障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。